大阪府条例第二十六号

大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

　　大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十七号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 目次　第一章―第三章　（略）　第四章　運営に関する基準（第七条―第四十四　　　　　　条）　第五章　（略）　　第一節　総則（第四十五条・第四十六条）　　第二節　設備に関する基準（第四十七条）　　第三節　運営に関する基準（第四十八条―第五十六条）　附則（重要事項の説明等）第七条　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第三十条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。２―６　（略）（サービスの提供困難時の対応）第九条　指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認めた場合は、適当な病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。（指定介護福祉施設サービスの方針）第十六条　（略）２―５　（略）６　指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。　一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。　二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　三　介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。７　（略）第二十五条　（略）（緊急時等の対応方法）第二十六条　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第四条第一項第一号に掲げる医師との連絡方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。第二十七条・第二十八条　（略）（計画担当介護支援専門員の業務）第二十九条　（略）　一―四　（略）　五　第四十条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。　六　第四十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置を記録すること。（運営規程）第三十条　（略）一―五　（略）六　緊急時等における対応方法七・八　（略）第三十一条―第四十三条　（略）（記録等の整備）第四十四条　（略）２　（略）　一―四　（略）　五　第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録　六　第四十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録第四十五条―第四十八条　（略）（指定介護福祉施設サービスの方針）第四十九条　（略）２―７　（略）８　ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。　一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。　二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　三　介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。９　（略）第五十条―第五十二条　（略）（運営規程）第五十三条　（略）一―六　（略）七　緊急時等における対応方法八・九　（略）第五十四条・第五十五条　（略）（準用）第五十六条　第五条、第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第二十二条から第二十九条まで及び第三十三条から第四十四条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第五十三条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十八条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第二十九条中「第十七条」とあるのは「第五十六条において準用する第十七条」と、第二十九条第四号及び第四十四条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十九条第七項」と、第二十九条第五号及び第四十四条第二項第五号中「第四十条第二項」とあるのは「第五十六条において準用する第四十条第二項」と、第二十九条第六号及び第四十四条第二項第六号中「第四十二条第三項」とあるのは「第五十六条において準用する第四十二条第三項」と、第三十六条中「前条」とあるのは「第五十六条において準用する第三十五条」と、第四十四条第二項第二号中「第十三条」とあるのは「第五十六条において準用する第十三条」と、同項第四号中「第二十五条」とあるのは「第五十六条において準用する第二十五条」と読み替えるものとする。附　則１　（略）（経過措置）２　この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設（この条例の施行の日において法第四十八条第一項第一号の指定を受けているものをいう。）の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は全面的な改築（既存の施設と同様の規模の建築物を既存の施設と同一の敷地内又はその他の場所に新たに建設することをいう。以下同じ。）を行った部分を除く。）に対する第六条第二項第一号の規定の適用については、同号中「一人とすること。ただし、入所者を処遇する上で必要な場合として規則で定める場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」とする。３―５　（略）６　一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に限る。以下同じ。）、若しくは療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第六条第三項第一号及び第四十七条第三項第一号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。７　（略）８　第四十四条第二項（第五十六条及び附則第二十項において準用する場合を含む。）の規定はこの条例の施行の際、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第三十七条第二項（同令第四十九条及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）第二条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第六十一条において準用する指定介護老人福祉施設旧基準第三十七条第二項に係る場合を含む。）の規定により指定介護老人福祉施設において保存されている記録であって、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第三十七条第二項による保存期間が満了していないものについても適用する。９　（略）10　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針については、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第四十六条に、それ以外の部分にあっては第三条に定めるところによる。11　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準については、ユニット部分にあっては第四十七条に、それ以外の部分にあっては第六条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。12　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領については、ユニット部分にあっては第四十八条に、それ以外の部分にあっては第十四条に定めるところによる。13　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの方針については、ユニット部分にあっては第四十九条に、それ以外の部分にあっては第十六条に定めるところによる。14　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護については、ユニット部分にあっては第五十条に、それ以外の部分にあっては第十八条に定めるところによる。15　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の食事については、ユニット部分にあっては第五十一条に、それ以外の部分にあっては第十九条に定めるところによる。16　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等については、ユニット部分にあっては第五十二条に、それ以外の部分にあっては第二十一条に定めるところによる。17　（略）18　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務の体制の確保等については、ユニット部分にあっては第五十四条に、それ以外の部分にあっては第三十一条に定めるところによる。19　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の定員の遵守については、ユニット部分にあっては第五十五条に、それ以外の部分にあっては第三十二条に定めるところによる。20　第五条、第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第二十二条から第二十九条まで及び第三十三条から第四十四条までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「附則第十七項に規定する重要事項に関する規程」と、第二十八条第二項中「この章」とあるのは「附則第十二項から附則第十九項まで並びに附則第二十項において準用する第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第二十二条から第二十七条まで、第二十九条及び第三十三条から第四十四条まで」と、第二十九条中「第十七条」とあるのは「附則第二十項において準用する第十七条」と、第二十九条第四号及び第四十四条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第十六条第五項及び第四十九条第七項」と、第二十九条第五号及び第四十四条第二項第五号中「第四十条第二項」とあるのは「附則第二十項において準用する第四十条第二項」と、第二十九条第六号及び第四十四条第二項第六号中「第四十二条第三項」とあるのは「附則第二十項において準用する第四十二条第三項」と、第四十四条第二項第二号中「第十三条」とあるのは「附則第二十項において準用する第十三条」と、同項第四号中「第二十五条」とあるのは「附則第二十項において準用する第二十五条」と読み替えるものとする。 | 目次　第一章―第三章　（略）　第四章　運営に関する基準（第七条―第四十三　　　　　　条）　第五章　（略）　　第一節　総則（第四十四条・第四十五条）　　第二節　設備に関する基準（第四十六条）　　第三節　運営に関する基準（第四十七条―第五十五条）　附則（重要事項の説明等）第七条　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。２―６　（略）（サービスの提供困難時の対応）第九条　指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認めた場合は、適当な病院、診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。（指定介護福祉施設サービスの方針）第十六条　（略）２―５　（略）６　（略）第二十五条　（略）第二十六条・第二十七条　（略）（計画担当介護支援専門員の業務）第二十八条　（略）　一―四　（略）　五　第三十九条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。　六　第四十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置を記録すること。（運営規程）第二十九条　（略）一―五　（略）六・七　（略）第三十条―第四十二条　（略）（記録等の整備）第四十三条　（略）２　（略）　一―四　（略）　五　第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録　六　第四十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録第四十四条―第四十七条　（略）（指定介護福祉施設サービスの方針）第四十八条　（略）２―７　（略）８　（略）第四十九条―第五十一条　（略）（運営規程）第五十二条　（略）一―六　（略）七・八　（略）第五十三条・第五十四条　（略）（準用）第五十五条　第五条、第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第二十二条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十三条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第二十八条中「第十七条」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条」と、第二十八条第四号及び第四十三条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と、第二十八条第五号及び第四十三条第二項第五号中「第三十九条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十九条第二項」と、第二十八条第六号及び第四十三条第二項第六号中「第四十一条第三項」とあるのは「第五十五条において準用する第四十一条第三項」と、第三十五条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する第三十四条」と、第四十三条第二項第二号中「第十三条」とあるのは「第五十五条において準用する第十三条」と、同項第四号中「第二十五条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十五条」と読み替えるものとする。附　則１　（略）（経過措置）２　この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設（この条例の施行の日において法四十八条第一項第一号の指定を受けているものをいう。）の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は全面的な改築（既存の施設と同様の規模の建築物を既存の施設と同一の敷地内又はその他の場所に新たに建設することをいう。以下同じ。）を行った部分を除く。）に対する第六条第二項第一号の規定の適用については、同号中「一人とすること。ただし、入所者を処遇する上で必要な場合として規則で定める場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」とする。３―５　（略）６　一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に限る。以下同じ。）、若しくは療養病床（医療法第七条第二項第四項に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第六条第三項第一号及び第四十六条第三項第一号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。７　（略）８　第四十三条第二項（第五十五条及び附則第二十項において準用する場合を含む。）の規定はこの条例の施行の際、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第三十七条第二項（同令第四十九条及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）第二条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第六十一条において準用する指定介護老人福祉施設旧基準第三十七条第二項に係る場合を含む。）の規定により指定介護老人福祉施設において保存されている記録であって、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第三十七条第二項による保存期間が満了していないものについても適用する。９　（略）10　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針については、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第四十五条に、それ以外の部分にあっては第三条に定めるところによる。11　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準については、ユニット部分にあっては第四十六条に、それ以外の部分にあっては第六条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。12　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領については、ユニット部分にあっては第四十七条に、それ以外の部分にあっては第十四条に定めるところによる。13　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの方針については、ユニット部分にあっては第四十八条に、それ以外の部分にあっては第十六条に定めるところによる。14　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護については、ユニット部分にあっては第四十九条に、それ以外の部分にあっては第十八条に定めるところによる。15　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の食事については、ユニット部分にあっては第五十条に、それ以外の部分にあっては第十九条に定めるところによる。16　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等については、ユニット部分にあっては第五十一条に、それ以外の部分にあっては第二十一条に定めるところによる。17　（略）18　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務の体制の確保等については、ユニット部分にあっては第五十三条に、それ以外の部分にあっては第三十条に定めるところによる。19　一部ユニット型指定介護老人福祉施設の定員の遵守については、ユニット部分にあっては第五十四条に、それ以外の部分にあっては第三十一条に定めるところによる。20　第五条、第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第二十二条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十三条までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「附則第十七項に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「附則第十二項から附則第十九項まで並びに附則第二十項において準用する第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第二十二条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十二条から第四十三条まで」と、第二十八条中「第十七条」とあるのは「附則第二十項において準用する第十七条」と、第二十八条第四号及び第四十三条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第十六条第五項及び第四十八条第七項」と、第二十八条第五号及び第四十三条第二項第五号中「第三十九条第二項」とあるのは「附則第二十項において準用する第三十九条第二項」と、第二十八条第六号及び第四十三条第二項第六号中「第四十一条第三項」とあるのは「附則第二十項において準用する第四十一条第三項」と、第四十三条第二項第二号中「第十三条」とあるのは「附則第二十項において準用する第十三条」と、同項第四号中「第二十五条」とあるのは「附則第二十項において準用する第二十五条」と読み替えるものとする。 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。